

鈴鹿市行政組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 4 号

鈴鹿市行政組織条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市行政組織条例（平成 8 年鈴鹿市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																
(部及び課の設置) 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び技術監理契約課を設ける。 (1)～(6) 略 (7) <u>こども政策部</u> (8)～(11) 略 (部及び課の事務分掌) 第 3 条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>部</td><td>主な事務分掌</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>こども政策部</u></td><td>(1)～(5) 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 2 略	部	主な事務分掌	略	略	<u>こども政策部</u>	(1)～(5) 略	略	略	(部及び課の設置) 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び技術監理契約課を設ける。 (1)～(6) 略 (7) <u>子ども政策部</u> (8)～(11) 略 (部及び課の事務分掌) 第 3 条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>部</td><td>主な事務分掌</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>子ども政策部</u></td><td>(1)～(5) 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 2 略	部	主な事務分掌	略	略	<u>子ども政策部</u>	(1)～(5) 略	略	略
部	主な事務分掌																
略	略																
<u>こども政策部</u>	(1)～(5) 略																
略	略																
部	主な事務分掌																
略	略																
<u>子ども政策部</u>	(1)～(5) 略																
略	略																

(鈴鹿市基金条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市基金条例（昭和51年鈴鹿市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
区 分	名称	目的	区 分	名称	目的
略	略	略	略	略	略
11	<u>こども未来基金</u>	子育て支援事業の推進に要する経費及び児童養護施設等の退所者の自立に向けた支援に要する経費の財源に充てること。	11	<u>子ども未来基金</u>	子育て支援事業の推進に要する経費及び児童養護施設等の退所者の自立に向けた支援に要する経費の財源に充てること。
略	略	略	略	略	略

(鈴鹿市児童館条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市児童館条例（昭和55年鈴鹿市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
(目的及び設置)		(目的及び設置)	
第1条	<u>こども</u> に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにし、又は <u>こども</u> 一人一人の人権を <u>育む</u> ことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第1条	<u>児童</u> に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにし、又は <u>児童</u> 一人一人の人権を <u>はぐくむ</u> ことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

及びこども基本法（令和４年法律第77号） に基づく児童館を設置する。 （事業） 第３条 児童館は、次の事業を行う。 （１） <u>こども</u> の体力増進と情操の向上に関する こと。 （２）～（４） 略	に基づく児童館を設置する。 （事業） 第３条 児童館は、次の事業を行う。 （１） <u>児童</u> の体力増進と情操の向上に関する こと。 （２）～（４） 略
--	---

（鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正）

第４条 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成１３年鈴鹿市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第１条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父及び一人親家庭等の児童並びに <u>こども</u> の医療費等の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	（目的） 第１条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父及び一人親家庭等の児童並びに <u>子ども</u> の医療費等の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（鈴鹿市人権教育センター条例の一部改正）

第５条 鈴鹿市人権教育センター条例（平成１６年鈴鹿市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（事業） 第３条 センターは、設置の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。	（事業） 第３条 センターは、設置の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

(1) <u>こども</u> の人権に関すること。	(1) <u>子ども</u> の人権に関すること。
(2)～(5) 略	(2)～(5) 略

(すずかの地産地消推進条例の一部改正)

第6条 すずかの地産地消推進条例（平成23年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
鈴鹿市は、自然に恵まれ、海の幸や大地の恵みが市民の命を育んでいるまちです。鈴鹿山脈からの清らかな水と豊富な地下水は、農業や畜産を支え、伊勢湾の豊かな漁場を保つ大切な役割を担っています。 このような自然環境のもとで生産される食材が生産者の顔の見える形で届けられることは、私たちに安心できる食生活と、心と体の健康をもたらします。 私たちにはこの豊かな恵みを財産として次世代へとつなぐ責務があります。 そのために、私たちは食の持つ意味を考え自ら学び行動します。<u>こどもたち</u>には自然や生産者と触れ合う地産地消を通して命と食の大切さを知る食育の推進を図ります。 私たちは地産地消を自らの生活に取り入れる努力を行い、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明確にし、相互に協力して地産地消の推進を図り、もって市民の健康的な生活に資するため、ここに「すずかの地産地消推進条例」を制定します。	鈴鹿市は、自然に恵まれ、海の幸や大地の恵みが市民の命を育んでいるまちです。鈴鹿山脈からの清らかな水と豊富な地下水は、農業や畜産を支え、伊勢湾の豊かな漁場を保つ大切な役割を担っています。 このような自然環境のもとで生産される食材が生産者の顔の見える形で届けられることは、私たちに安心できる食生活と、心と体の健康をもたらします。 私たちにはこの豊かな恵みを財産として次世代へとつなぐ責務があります。 そのために、私たちは食の持つ意味を考え自ら学び行動します。<u>子どもたち</u>には自然や生産者と触れ合う地産地消を通して命と食の大切さを知る食育の推進を図ります。 私たちは地産地消を自らの生活に取り入れる努力を行い、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明確にし、相互に協力して地産地消の推進を図り、もって市民の健康的な生活に資するため、ここに「すずかの地産地消推進条例」を制定します。

(鈴鹿市まちづくり基本条例の一部改正)

第7条 鈴鹿市まちづくり基本条例（平成24年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（<u>こどもの権利</u>） 第6条 <u>こども</u>は、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有することから、健やかに成長する環境を享受できるとともに、まちづくりに参加することができるものとします。	（<u>子どもの権利</u>） 第6条 <u>子ども</u>は、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有することから、健やかに成長する環境を享受できるとともに、まちづくりに参加することができるものとします。

（鈴鹿市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第8条 鈴鹿市子ども・子育て会議条例（平成25年鈴鹿市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鈴鹿市こども・子育て会議条例</u> （設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の合議制の機関として、<u>鈴鹿市こども・子育て会議</u>（以下「<u>こども・子育て会議</u>」という。）を置く。 （組織） 第2条 <u>こども・子育て会議</u>は、委員20人以内で組織する。 2 略 （会長及び副会長）	<u>鈴鹿市子ども・子育て会議条例</u> （設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の合議制の機関として、<u>鈴鹿市子ども・子育て会議</u>（以下「<u>子ども・子育て会議</u>」という。）を置く。 （組織） 第2条 <u>子ども・子育て会議</u>は、委員20人以内で組織する。 2 略 （会長及び副会長）

第4条 <u>こども・子育て会議</u>に、会長及び副会長各1人を置く。 2 略 3 会長は、<u>こども・子育て会議</u>を代表し、会務を総理し、<u>こども・子育て会議</u>の会議（以下「会議」という。）の議長となる。 4 略 （関係者の出席） 第6条 <u>こども・子育て会議</u>は、必要がある と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 （庶務） 第7条 <u>こども・子育て会議</u>の庶務は、<u>こども政策部</u>において処理する。 （委任） 第8条 この条例に定めるもののほか、<u>こども・子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。	第4条 <u>子ども・子育て会議</u>に、会長及び副会長各1人を置く。 2 略 3 会長は、<u>子ども・子育て会議</u>を代表し、会務を総理し、<u>子ども・子育て会議</u>の会議（以下「会議」という。）の議長となる。 4 略 （関係者の出席） 第6条 <u>子ども・子育て会議</u>は、必要がある と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 （庶務） 第7条 <u>子ども・子育て会議</u>の庶務は、<u>子ども政策部</u>において処理する。 （委任） 第8条 この条例に定めるもののほか、<u>子ども・子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
--	--

（鈴鹿市いじめ調査委員会の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 鈴鹿市いじめ調査委員会の設置等に関する条例（平成26年鈴鹿市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（庶務） 第10条 調査委員会の庶務は、<u>こども政策部</u>において処理する。	（庶務） 第10条 調査委員会の庶務は、<u>子ども政策部</u>において処理する。

（鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置等に関する条例の一部改正）

第10条 鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置等に関する条例（

平成２９年鈴鹿市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第２条 略 ２ この条例において「重大事故」とは、 <u>こども</u> が死亡した事故その他の規則で定める事故をいう。 (庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>こども政策部</u> において処理する。	(定義) 第２条 略 ２ この条例において「重大事故」とは、 <u>子ども</u> が死亡した事故その他の規則で定める事故をいう。 (庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>子ども政策部</u> において処理する。

(鈴鹿市地域づくり協議会条例の一部改正)

第１１条 鈴鹿市地域づくり協議会条例（平成３１年鈴鹿市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(協議会の事業) 第７条 協議会は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。 (１)・(２) 略 (３) <u>こども</u> の健全育成に関する事業 (４) 略	(協議会の事業) 第７条 協議会は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。 (１)・(２) 略 (３) <u>子ども</u> の健全育成に関する事業 (４) 略

(鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第１２条 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和６年鈴鹿市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2～4 略	2～4 略
5 この条例において「 <u>こども</u> 」とは、 <u>18歳</u> に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。	5 この条例において「 <u>子ども</u> 」とは、 <u>15歳</u> に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。
6 略	6 略
7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
(1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給	(1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、 <u>入院時食事療養費</u> 、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給
(2) 略	(2) 略
8 略	8 略
9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、 <u>こども</u> を現に監護しているものをいう。	9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、 <u>子ども</u> を現に監護しているものをいう。
10 略	10 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、公布の日から施行する。